

## 訪問看護重要事項説明

## Trust 訪問看護

### 1. 事業所の概要

事業所名	Trust 訪問看護
所在地	福岡県大野城市上大利 2-7-14 101
事業所番号	4061590164 号
サービス提供地域	福岡市全域、粕屋郡全域、筑紫野市、太宰府市、大野城市、春日市、那珂川市、糸島市 ※離島を除く

### 2. 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	人 員
管理者	業務全般の管理	1名
サービス担当職員	サービス担当	2名以上
事務職員	必要な事務全般	必要に応じて配置する
(内訳)	看護師等	2名以上

### 3. 営業時間

営業日	月～金曜日（土、日、祝日休み） 年末年始休み：12月29日～1月3日 お盆休み：8月13日～15日
営業時間	9：00～18：00 ※電話等により営業時間外でも24時間連絡相談が可能な体制を整備

### 4. 運営の方針

- (1) 訪問看護の実施に当っては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2) 事業の実施に当っては、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

### 5 サービスの内容

(1) 「訪問看護は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ①病状全身状態の観察      | ②清拭・洗髪等による清潔の保持  |
| ③食事及び排泄等日常生活の世話 | ④褥瘡の予防           |
| ⑤精神的支援          | ⑥療養生活や介護方法の指導    |
| ⑧カテーテル等の管理      | ⑨その他医師の指示による医療処置 |

(2) 事業者は、利用者のご希望する日程を調整し訪問看護サービスを提供します。

### 6 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づき計算いたします。
- (2) 利用者負担金は、1ヶ月単位とし、翌月10日前後に請求書を発行し集金いたします

## 7 サービスに関する苦情窓口

### (1) 当事業所が提供する訪問看護サービスについてのご相談・苦情窓口

電話 : 092-982-5758

FAX : 092-510-1952

管理者 : 豊福 こゆき 担当者 : 豊福 こゆき

### (2) 当事業所以外に、市役所、区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	092-642-7859
大野城市 健康福祉部介護サービス課	092-501-2211
春日市 健康福祉部高齢課介護保険担当	092-584-1122
太宰府市 すこやか長寿課介護保険係	092-921-2121
筑紫野市 介護保険課	092-923-1111
福岡市中央区 保健福祉局高齢者部介護保険課	092-733-5452
福岡市博多区 福祉介護保険課介護サービス係	092-419-1081
福岡市南区 福祉介護保険課介護サービス係	092-559-5125
福岡市城南区 福祉介護保険課介護サービス係	092-833-4105
福岡市西区 福祉介護保険課介護サービス係	092-895-7066
福岡市早良区 福祉介護保険課介護サービス係	092-833-4355
福岡市東区 福祉介護保険課介護サービス係	092-645-1069
那珂川市 保険年金課介護保険係	092-953-2211
粕屋町 介護保険課	092-938-2311
宇美町 健康福祉課福祉係	092-934-2243
志免町 福祉課高齢者サービス係	092-935-1001
須恵町 福祉課介護保険係	092-932-1151
新宮町 健康福祉課	092-962-0239
篠栗町 国保健康課高齢者支援係	092-947-1111
久山町 久山町役場	092-976-1111
糸島市 介護保険課	092-323-1111

## 8 事故発生時の対応方法

- (1) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にそ  
の原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は  
訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。

## 9 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保  
持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らさがないよう、必要な措  
置を講じます。

## 10 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますの  
で、ご了承ください。
- 2 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 3 自立支援医療証、障害者手帳、障害年金等、本人またはご家族の希望に  
応じて、代理手続きをする場合があります。（病状等の状況に応じて）

利用料金表（介護保険／単位）

基本利用料 I1 20 分未満 311 単位	初回加算 300 単位
I2 30 分未満 467 単位	特別管理 250／500 単位
I3 30～60 分未満 816 単位	

利用料金表（医療保険／円）1割の場合

	Ns 単独	Ns 複数名	Ns・補助者
初回訪問	1470	1920	1770
2回目降	860	1310	1160
夜間・早朝訪問看護加算		210	
深夜訪問看護加算		420	
24 時間対応体制加算		650	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		5	

※自立支援医療証（上限額）特定疾患（上限額）障害医療（上限額）以内/月

※夜間・早朝訪問看護加算：夜間（18:00～22:00）・早朝（6:00～8:00）に訪問看護を行った場合に加算

※深夜訪問看護加算：深夜（22:00～6:00）に訪問看護を行った場合に加算

※24 時間対応体制加算：利用者のご希望により契約された場合に月1回に限り加算

※訪問看護医療 DX 情報活用加算：月1回限り加算

利用料金表（医療保険／円）2割の場合

	Ns 単独	Ns 複数名	Ns・補助者
初回訪問	2940	3840	3540
2回目降	1720	2620	2320
夜間・早朝訪問看護加算		420	
深夜訪問看護加算		840	
24 時間対応体制加算		1300	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		10	

利用料金表（医療保険／円）3割の場合

	Ns 単独	Ns 複数名	Ns・補助者
初回訪問	4420	5770	5320
2回目降	2580	3930	3480
夜間・早朝訪問看護加算		630	
深夜訪問看護加算		1260	
24 時間対応体制加算		1960	
訪問看護医療 DX 情報活用加算		15	

## 自費（保険適応外）訪問看護料金

30分～60分以内

	営業時間	土日祝日	夜間帯（営業時間外）
精神的援助	6000円	6600円	8100円
看護処置等	6500円	7150円	8775円

※医療保険料金は、診療報酬改定など制度改定により変更する場合があります。

### 1.1 24時間体制連絡対応に関するご説明

令和8年1月1日より、営業時間外につきましても、ご本人やご家族等からの連絡相談について、対応できる体制を構築いたしました（24時間対応体制）。営業時間外の連絡相談につきましては、以下に掲げる事項のいずれにも該当し、ご本人やご家族等からの連絡相談に支障がない体制を構築している場合、看護師等以外の職員が、連絡相談を担当しても差支えないとの法改正がなされており、当事業所におきましても、体制を整備した上で、看護師以外の職員が連絡相談にあたることがあります。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 【看護師等以外の職員が営業時間外の連絡相談に対応するための要件】

- (1) 看護師以外の職員が利用者又はその家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されていること。
- (2) 緊急の訪問看護の必要性の判断を保健師又は看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されていること。
- (3) 当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにすること。
- (4) 看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、保健師又は看護師へ報告すること。報告を受けた保健師又は看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録に記録すること。
- (5) 上記4点について、利用者及び家族等に説明し、同意を得ること。
- (6) 指定訪問看護事業者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員に関して地方厚生局長に届け出ること。